

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	実質化前のプランの作成年月	実質化前のプラン更新年月
能代市	東雲・米代地区(朴瀬、真壁地、荷八田、吹越、向能代、落合、須田、竹生、磐、比八田、坂形、外荒巻、産物、東雲原地区)	2021年3月15日	2013年3月	2020年10月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積		2,477.34ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計		2,384.41ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計		1,073.88ha
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計(継いでくれるか不明)	286.16ha
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計(後継者なし)	264.47ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計		467.07ha
(備考)		
(1) 朴瀬地区	田: 450.99ha 畑: 112.22ha	計: 563.21ha
(2) 真壁地地区	田: 102.16ha 畑: 19.54ha	計: 121.70ha
(3) 荷八田地区	田: 171.73ha 畑: 29.54ha	計: 201.27ha
(4) 吹越地区	田: 81.85ha 畑: 5.09ha	計: 86.94ha
(5) 向能代地区	田: 3.84ha 畑: 13.17ha	計: 17.01ha
(6) 落合地区	田: 94.27ha 畑: 17.63ha	計: 111.90ha
(7) 須田地区	田: 131.57ha 畑: 37.47ha	計: 169.04ha
(8) 竹生地区	田: 119.16ha 畑: 35.48ha	計: 154.64ha
(9) 磐地区	田: 175.08ha 畑: 19.18ha	計: 194.26ha
(10) 比八田地区	田: 440.22ha 畑: 10.49ha	計: 450.71ha
(11) 坂形地区	田: 109.32ha 畑: 19.51ha	計: 128.83ha
(12) 外荒巻地区	田: 30.68ha 畑: 8.50ha	計: 39.18ha
(13) 産物地区	田: 75.68ha 畑: 2.66ha	計: 78.34ha
(14) 東雲原地区	田: 159.28ha 畑: 1.03ha	計: 160.31ha
東雲・米代地区合計((1)~(14))	田: 2,145.83ha 畑: 331.51ha	計: 2,477.34ha
<ul style="list-style-type: none"> ・能代地区国営総合農地開発事業により基盤整備が進み、本市農業の中心的地域である ・広大な面積を利用した大規模経営体も多く、他地域の経営体の入作も多い地域である ・大豆農家は他地域からの依頼等が多く、様々な地域で耕作している ・野菜の作付に力を入れてきた地域もある 		

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・広大な面積に見合う労働力確保のため、後継者の育成や新規就農の促進が喫緊の課題である ・地域の組織化の検討も考えられる ・落合地区では、専業農家が1人しかいない ・真壁地地区や吹越地区では農地を借りる競争になっている ・荷八田地区では、地域外農業者が農地を管理しない問題が起きたため、地域内の農業者で経営していく傾向が強い ・将来的には借り受ける予定の農地の耕作者がいつリタイアするか分からないため、経営の計画が立たない

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

朴瀬地区では入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく
真壁地地区では規模拡大を希望する経営体へ集積・集約を進めていく
荷八田地区では規模拡大を希望する経営体へ集積・集約を進めていく
吹越地区では規模拡大を希望する経営体へ集積・集約を進めていく
向能代地区では入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく
落合地区では入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく
須田地区では入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく
竹生地区では規模拡大を希望する経営体へ集積・集約を進め、次世代の農業者が参入しやすいように、スマート農業の環境を整える
磐地区では規模拡大を希望する経営体へ集積・集約を進めていく
比八田地区では規模拡大を希望する経営体へ集積・集約を進め、収益の多い野菜の作付にも力を入れていく
坂形地区では規模拡大を希望する経営体へ集積・集約を進めていく
外荒巻地区では入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく
産物地区では入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく
東雲原地区では中心経営体（法人）へ集積・集約していく

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<ul style="list-style-type: none">・新規就農者を地域のベテラン農業者が支えていくような雰囲気を作る・資金面の負担や労働力確保のため、地域の組織化を検討していく・耕作放棄地を解消する・規模拡大を目指す個人経営体が協力して法人を立ち上げ、法人経営体に集積・集約する・次世代の担い手を発掘する
農地中間管理機構の活用方針 <ul style="list-style-type: none">・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける・毎年行われる話し合いを農地の所有者にも周知し、耕作が困難な場合は制度の活用を勧めるようにする
農地の貸付け等の意向（意向調査より確認） <ul style="list-style-type: none">・貸付け等の意向が確認された農地は、779筆、約114.9haとなっている・売りたい意向が確認された農地は、923筆、約126.5haとなっている